

# 狩猟事故共済普通保険 重要事項説明書

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中の疾病により死亡した場合等に共済保険金をお支払いします。

### (2) 補償内容

\* 本共済保険はその趣旨等から、「狩猟行為中」の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは相違がある場合があります。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中（射撃練習を含む。以下同じ）の事故（第1種狩猟登録者である被保険者については銃器の暴発に起因する事故を含む。以下同じ）において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故> 被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

\* 事前の「見切り」（下見）は、狩猟行為中とは見做されません。（但し、有害捕獲に関わる行政からの依頼・要請・指示を受けた場合を除く。）

\* 猟場以外（処理場、解体作業場等や林道などの公道上等）での事故は、狩猟行為中とは看做されず、支払対象とはなりません。

\* 傷害保険金の認定（給付対象）日数は、実際の入通院実績等に応じますが、受傷部位と症状による限度があります。

③<狩猟中疾病死亡> 被保険者が狩猟行為中に、事故以外の原因により発症し30日以内に死亡したとき、又は狩猟中の行為に起因する疾病により180日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】 次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

\* 公道上での発砲による事故は支払対象とはなりません。

c) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故（鳥獣捕獲許可を受けた場合を除く。）

d) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

\* 行政機関からの要請・依頼等による緊急捕獲活動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必要です。

e) 被保険者が銃刀法に定める許可（以下、「所持の許可」という。）を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f) 被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用機に搭乗走行中の事故

\* スノーモービルは交通乗用機と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i) 被保険者の使用する猟犬の咬傷（当該猟犬の咬傷による事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限る。）による事故

### (3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間（狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで）。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②被保険者又は一般社団法人大日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期（都道府県により同一ではありません。）を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

### (4) 引受条件

この共済保険は、保険金額（てん補限度額）が、①<他損事故>（被害者1名につき）4,000万円、②<自損事故>（1事故につき）300万円／（傷害日額）3,000円、③<狩猟行為関連疾病死亡>100万円又は20万円（持病等による場合）、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

## 2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種銃猟構成員が1500円、それ以外の構成員が750円で、払込方法は契約時に現金一

括払（構成員納入金に含まれています。）となります。

### 3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

### 4. 契約申込の撤回等（クーリングオフ）

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

### 5. 告知義務・通知義務等

#### (1) 加入時における注意事項（告知義務-加入申込票の記載上の注意事項）

被保険者が、他に同種の保険契約（ハンター保険等）を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

#### (2) 加入後における注意事項（通知義務等）

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、②契約者構成員が住所を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告書を提出して下さい。

### 6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払い込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

### 7. 保険金をお支払いしない主な場合等（主な免責事由）

#### (1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1. (2) -④【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

#### (2) 重大事由による解除

以下の①～③の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者又は保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的又は他人に搾取させる目的で事故招致（未遂を含む。）した場合。

②この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含む。）があった場合。

③上記①②のほか、本会の被保険者又は保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

### 8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払いのみの取扱いで、払込み猶予期間等は設定しておりません。

### 9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合は、その被保険者の保険料は返還しません。

### 10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

### 11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外には利用しません。